

News Letter

Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

ご挨拶

天高く、馬肥ゆるの秋は、11月12日。恒例になった岡山マラソンも、成功裏に終わりました。我が事務所の弁護士 井筒智子は、フルマラソンに出場し、3時間29分43秒、1168番(一般女子の62番)で、完走いたしました。意気、まさに天を突く概を燃やし、仕事に励んでおります。

「菊池が問い、後藤が答える、法律実務レポート(企業編)」の配信を始めましたところ、たいへん好評を博しています。今般、その記事の内容について、読者から質問がありましたので、次のとおり回答しておきたいと思っております。

K 「のう、後藤よ。俺とお前の二人で始めた、菊池が問い後藤が答える会社法の第一回目の記事「ホールディングスが増えた理由」に関して、読者から質問があったぞ。それはなあ、平成8年、アメリカが、我が国に、金融市場の開放を迫ったとき、時の政府が、それを受け入れる条件として、純粋持株会社を解禁することをアメリカに承知させたという箇所のだが、アメリカにそれを承知させた理由は何だったのかということだよ。日本は、どういう理由を挙げて、純粋持株会社の解禁をアメリカに承知させたんだい。」

C 「それはな、アメリカが金融市場の開放を迫った理由というのが、フリー、フェア、グローバル、すなわち、自由で公正な、そして国際的競争のため、のというものだったんでね。日本も、フリー、フェア、グローバルの観点から金融市場を解禁するが、そうなれば、アメリカをはじめとして、EU諸国でも認められている純粋持株会社を日本でも認めなければフェアではないと言って、独禁法の純粋持株会社の解禁を承知させたのさ。」

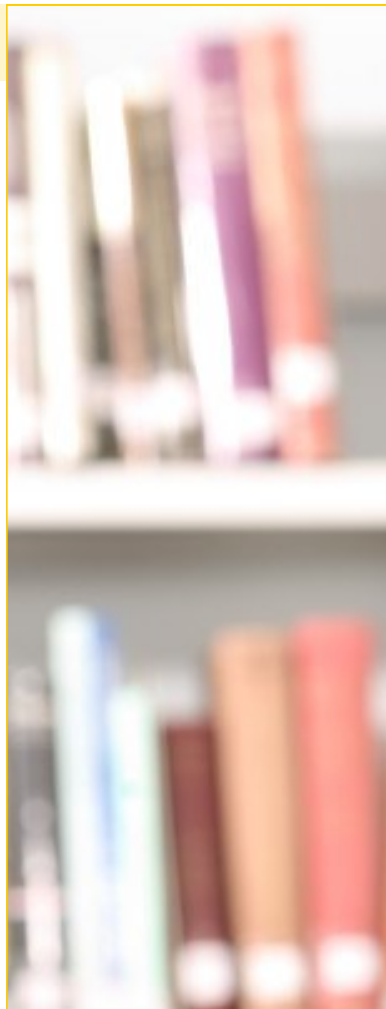
「菊池が問い、後藤が答える、法律実務レポート(企業編)」。今回は、「3 監査等委員会設置会社が増えてきている理由」と「4 社外取締役を置く理由」の二題についてお届けいたします。次回は「5 独禁法って、何だ？」を予定しています。

「人は、常に、今が旬」は、私が心がけていることです。

歌手の中島みゆきではありませんが、夢はまだ終わりません。

弁護士法人菊池綜合法律事務所

代表社員 弁護士 菊池 捷 男



目次:

ご挨拶	1
法律実務レポート(企業編)3.監査等委員会設置会社が増えた理由	2
法律実務レポート(企業編)4.社外取締役に求められるもの	7
10月31日開催のセミナー大盛況でした!	8

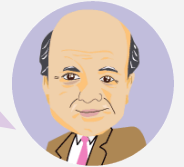
法律実務レポート（企業編）

3. 監査等委員会設置会社が増えた理由



のう、後藤。つい先日の新聞に、わずかの間に上場会社の2割以上が、監査等委員会設置会社に変ったと報道されていたが、その経緯から教えてくれ！

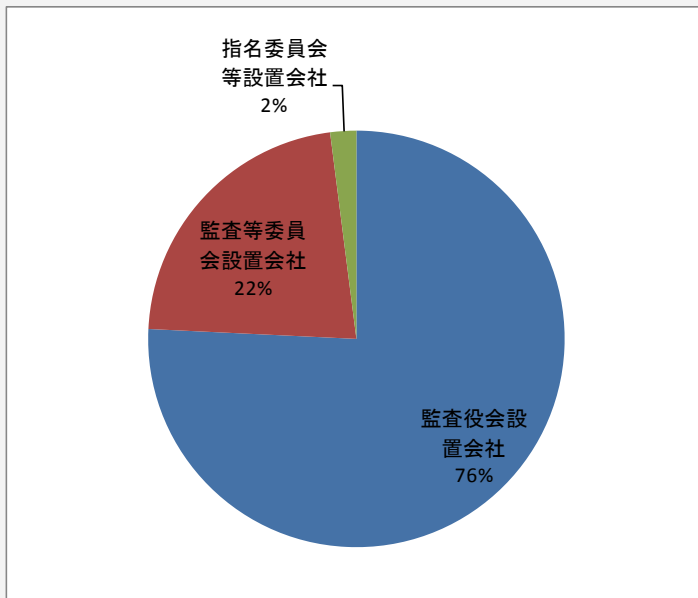
順を追って説明するとなあ、まず、上場会社の監査機関は、それを設置する時期によって変わるが、次の表のとおりだ。



時期	会社の種別（括弧内は監査機関）
平成14年旧商法改正	前 監査役会設置会社（監査役会）だけ
	後 監査役会設置会社（監査役会） 委員会設置会社（3委員会のうちの監査委員会）
平成26年会社法改正後	監査役会設置会社（監査役会） 指名委員会等設置会社（3委員会のうちの監査委員会） 監査等委員会設置会社（監査等委員会）

指名委員会等設置会社は、従来の委員会設置会社のこと。H26改正会社法で監査等委員会設置会社ができるので、それとの違いを明らかにするために改称したもの。

次に、これらの会社の数の割合だ。



平成29年8月28日付日経新聞記事より



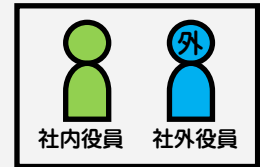
これを見ると、指名委員会等設置会社（改称前の委員会設置会社）はずいぶん少ないが、何故だい？

まずは右の図を見てくれ。

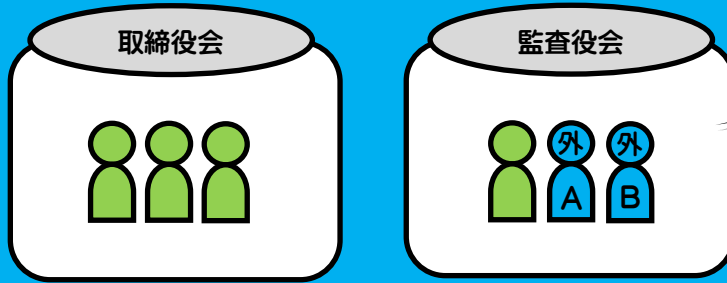


監査機関を置く上場会社における
社内役員と社外役員の数比較

注：社外役員は最少人数で表示。

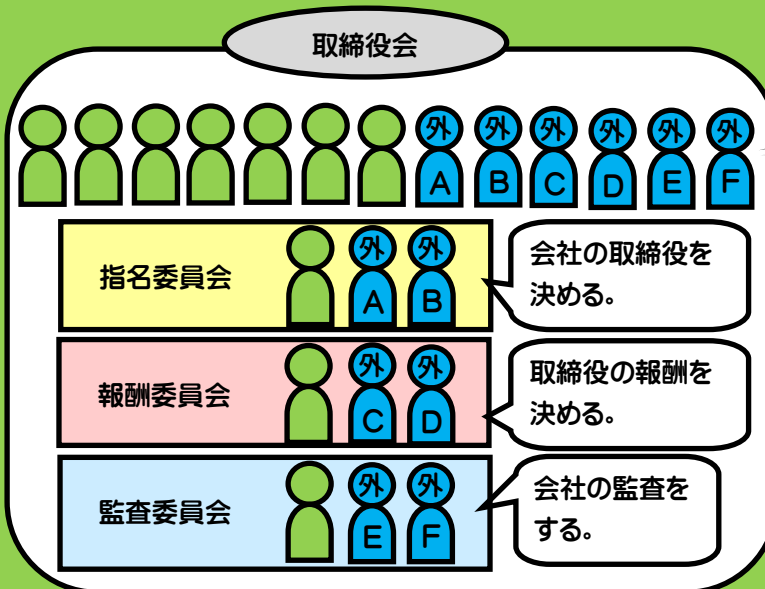


監査役会設置会社



監査役会設置会社は3人以上
で半数以上が社外取締役

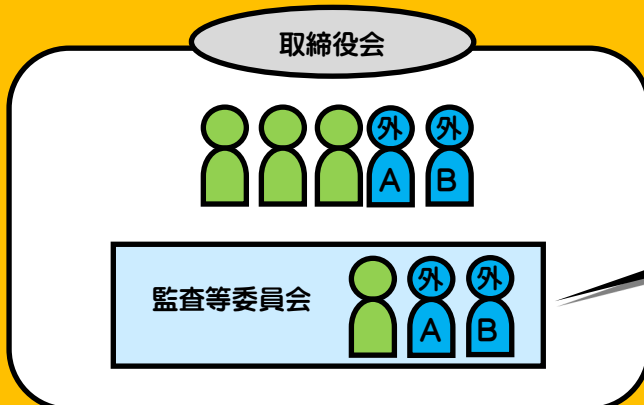
指名委員会等設置会社



3委員会の委員を兼務
することは可能

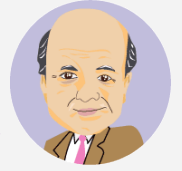
3委員会はいずれも3人以上で
過半数は社外取締役

監査等委員会設置会社



監査等委員会は3人以上で
過半数は社外取締役

これを見て分かるだろうが、指名委員会等設置会社は、会社の内部事情に必ずしも明るいわけではない社外取締役が、各委員会の過半数を占めているだろう。その社外取締役が、事実上、会社の取締役を決め、取締役の報酬額を決めることになる。そこが、指名委員会等設置会社が少ない理由だと思うよ。



なるほどな。

ところで、監査等委員会設置会社が、新聞報道によると短期間で上場会社の22%にもなるということは、指名委員会等設置会社が2%でしかないのだから、大半は、監査役会設置会社から移行したということになるよなあ。何故だい。それほど監査等委員会設置会社が魅力のある会社ということなのかい？



そうじゃないんだ。実はなあ、次のような事情によるんだよ。大きな理由は、社外役員数の増加を抑えるためだ。監査役会を置いておくと、最低2名の社外監査役が要るだろう。そんなところに、平成27年に金融庁と東京証券取引所は、上場会社に対して、コーポレートガバナンス・コード（行動規範を含む企業統治の指針）を示し、監査役会設置会社の場合は、社外取締役を2名以上選任すること、もし選任しない場合は選任しない相当な理由を明らかにすることを勧告してきたんだ。これはまだ法的な義務とまではいえないが、いずれ監査役会設置会社は社外取締役を最低2名は置くことが必要になるだろう。そうなった場合でなお監査役会を置いていたんじゃあ、社外役員は、社外監査役2名以上、社外取締役も2名以上、合わせて最低4名は必要になるわなあ。しかし、監査役会を廃止し監査等委員会を置くと、社外監査役は要らなくなり、その分を社外取締役に回せることができるだろう。これが、監査役会が廃止されて監査等委員会を置く会社が急激に増えた理由だと思うよ。



上場会社は事実上、社外取締役を二人以上選任しないといけないんだな？

そういうことだ。

では、監査役会設置会社が、監査等委員会設置会社になった場合、監査の面ではどのような違いがあるんだい？

次の表にまとめてみたよ。



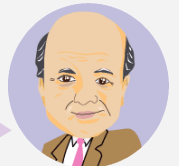
監査機関の立場の違い

	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社
監査機関	監査役会	監査等委員会
特徴	・ 取締役会から独立	・ 監査等委員会は取締役会の中に置かれ、監査等委員は取締役の中から選ばれる
	・ 監査役は3名以上 (半数以上が社外監査役)	・ 監査等委員は3名以上 (過半数は社外取締役)
	・ 監査役のうち1名は常勤でなければならない	・ 監査等委員は常勤である必要はない
	・ 各監査役に監査権限がある (独任制)	・ 監査等委員は独立した監査意見を述べることはできない (独任制ではない)
任期	監査役の任期は4年間	監査等委員の取締役任期は2年間



これを見ると、監査役会設置会社には、既に最低2名の社外監査役がいるわなあ。それが上場会社の場合だと、先ほどのコーポレートガバナンス・コードによって、社外役員は何名必要になるんだ？

コーポレートガバナンス・コードによると、取締役会に最低2名の社外取締役を置かねばならないので、その結果、社外役員は合計して最低4名は必要になるということだ。



それが、監査役会設置会社をやめて、監査等委員会設置会社に変更するとどうなる？

社外役員は社外取締役2名だけでよいということになるよ。



そうすると、社外役員を増やさないことにするために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社にする会社も出てくるということになるのかな？

そういう理由で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に変更した会社もあると思うよ。





そんな場合は、監査能力の劣化は心配しなくともよいのかのう？

その点を心配する意見はあるよ。次のような問題が生ずるのじゃないかということが指摘されているんだ。



問題として指摘されている点

第1 任期

監査等委員は、任期は2年しかない

監査役なら任期が4年間で
身分保障期間が長い

第2 独任制

監査等委員は、個々に独立した監査意見は言えない

監査役なら一人一人が監査意見を述
べることができる（独任制）

第3 常勤

監査等委員会の場合、常勤は必須ではない

監査役会の場合、常勤の監査役が必須

第4 兼任

監査等委員は同時に取締役でもあること

自らも取締役会に出席して決定したことにつ
いて、公正な監査ができるのかという問題が
ある



では、監査役会設置会社と監査等委員会設置会社とでは、いずれが
監査力が大きいのかなあ。

監査力という点では、俺は監査役会の方に軍配を上げるなあ。我が国
では東芝、アメリカではエンロンやワールドコムというような大企業
が、指名委員会等設置会社であって、大規模な会計不祥事を起こして
いるが、これらは組織ぐるみの不祥事だ。組織ぐるみの会計不祥事
に対する監査は、取締役である監査等委員がする監査より、取締役会
から独立した監査役がする監査の方がいいように思うな。もともと、会
計不祥事は、監査役会設置会社にも無数にあるんだ。だからなあ、会
社に監査力があるか否かは、要は人だ。監査する者に期待される能力
は、違法性の監査（会社の業務につき違法であると指摘できる監査）
ができる資質、能力だろう。



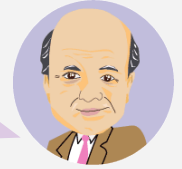
同感だね！

4.社外取締役求められるもの



後藤よ。前回の話の中で、金融庁と東京証券取引所が、上場会社に対し、社外取締役を二人以上選任することを要求しているという話が出たが、その理由はなんだい？

社外取締役は、会社とはしがらみが少ないので、会社の不正行為の防止に資すると考えられたことと、人を得れば会社の競争力や収益力の向上に資すること大きいわなあ。そのためと説明されているよ。



ところで、後藤よ。社外取締役がいたから不正行為が防げた、などという実例はあるのか？

菊池、お前は、東証一部上場会社のMデパートの社長解任劇を知っているかい。



うん。あれは有名な事件だから、ある程度を知っているよ。

あの事件は、社外取締役制度のできる前の事件だったが、事件の主人公は、一時は名経営者として、顔写真が雑誌の表紙を飾った時期もあったほどの有能な社長だよ。しかし、しばらくすると、ワンマン経営を始め、納入業者等に対しては独禁法違反行為（優越的地位の濫用）をするわ、自分の愛人が作った会社と取引をして愛人に不法な利益を得させるわ、自分の言うことを聞かない役員や従業員は左遷するわ、挙げ句の果てに当該デパートで開催した「古代ペルシャ秘宝展」において偽物を展示するわで、やりたい放題をしたんだが、子飼いの取締役は、誰も止められなかった。そこで、銀行出身の、今でいう社外取締役が、他の取締役に対し、社長が行ってきた違法行為を示して説得したんだよ。そうすると、子飼いの取締役も、社長解任に賛成せざるを得なくなり、ある日、取締役会で、代表取締役を解任にしたんだ。その社長にしてみれば、「ブルータスお前もか！」という心境だったろうな。



へ～。代表取締役社長が、取締役会で解任されたことまでは知っているが、それが今でいう社外取締役のおかげでできたということは、今初めて知ったよ。

だからな。社外取締役には、それなりに期待されることは、大きいものがあるんだ。



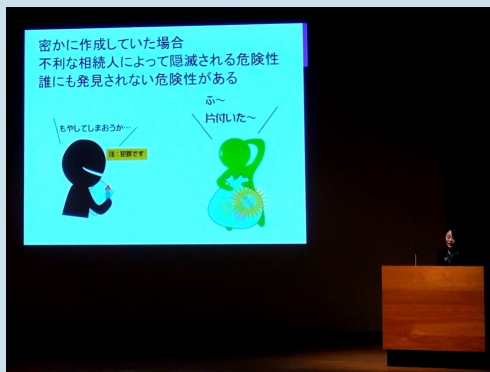
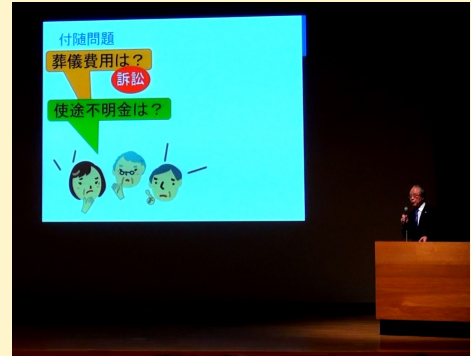
よく分かったよ。

10月31日開催のセミナー大盛況でした！

たくさんの方にご参加いただきました，ありがとうございます。

第1部 遺産分割でもめないための基礎知識

第1部は菊池弁護士がパワーポイントを使い，相続の仕組みや遺産分割を迅速，円満，満足にするコツについて講演しました。



第2部 遺言書をのこす重要な意味

第2部は高橋弁護士が同じくパワーポイントを使い，遺言書をのこさなかった場合のリスクを説明し，遺言書の書き方についても分かりやすく講演しました。

第3部 相続税の 仕組みについて

第3部はベテラン税理士が，相続税の仕組みや制度について講演しました。受講されている方は，メモをとりながら熱心に聞いていらっしゃいました。



当事務所は迅速・的確・丁寧をモットーに法的サービスを行っています。

〒700-0807

岡山市北区南方一丁目8番14号

Tel : 086-231-3535 Fax : 086-225-8787

受付時間 (月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00)

E-Mail : t-kikuchi@kikuchi-law.jp

ホームページもご覧ください。

<http://www.kikuchi-law.jp>

SEARCH

検索

